

和(なごみ)合同事務所

〒540-0012 大阪市中央区谷町 3-4-5・6F
Tel 06-6944-4117 Fax 06-6944-4118
〒105-0012 東京都港区芝大門 1-2-7・2F
Tel 03-3431-2381 Fax 03-3431-2386

パグゼス株式会社

〒540-0012 大阪市中央区谷町 3-4-5・6F
Tel 06-6945-5750 Fax 06-6945-5760

January, 2005

なごみ便り

www.101dog.co.jp

改正育児・介護休業法のポイント

今後ますます進む「少子・高齢化社会」を見据えた対策として、仕事と育児・介護の両立を図れる社会作りのために、厚生労働省は、まずは現在の育児・介護休業法に改正を加えました。そのポイントを一覧表にまとめてみましたので、ご参考にして下さい。

＜ 改正事項 ＞	＜ 現行 ＞	17年4月1日から
育児休業及び介護休業の対象労働者の拡大	期間を定めて雇用される者(有期契約労働者)は対象外	→ 休業の取得によって雇用の継続が見込まれる <u>一定の範囲</u> の期間雇用者は、育児休業・介護休業がとれるようになります。
育児休業期間の延長	子が1歳に達するまで	→ 子が1歳を超えても休業が必要と認められる一定の場合には、 <u>子が1歳6か月に達するまで</u> 育児休業ができます。
介護休業の取得回数制限の緩和	対象家族1人につき1回限り 期間は連続3か月まで	→ 対象家族1人につき、 <u>常時介護を必要とする状態に至るごとに1回の介護休業</u> ができます。 期間は <u>通算して(のべ)93日まで</u>
子の看護休暇の創設	事業主の努力義務	→ 小学校就学前の子を養育する労働者は、 <u>1年に5日まで、病気・けがをした子の看護のために、休暇を取得</u> できるようになります。

- * 育児・介護休業法の規定は、企業や事業所の規模を問わず適用されます。
- * 育児・介護休業法の規定は、労働者の性別を問わず適用されます。
(男性労働者も、育児休業・介護休業がとれます！)
- * 育児休業・介護休業は、業務の繁忙などを理由に拒むことはできません。
(一定の労働者に限り、労使協定の締結を条件に申出を拒むことができます)

【育児・介護休業法】 正称、育児休業，介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律。1995年(平成7)，育児休業法を改正し，成立。労働者から育児・介護休業の申請があった場合の事業主の義務，育児・介護休業の条件等について定められました。第一次施行では努力義務とされましたが，99年4月からはすべての事業所に義務づけられることになりました。(文章担当:山田)

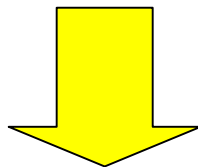
雇用保険料率が変わります

◆ 雇用保険料率の改正

雇用保険料率が平成 17 年 4 月 1 から 1,000 分の 2 引き上げられます。

平成 17 年 3 月 31 日まで

事業の種類	保険率	事業主負担率	被保険者負担率
一般の事業	17.5 / 1000	10.5 / 1000	7 / 1000
農林水産の事業 清酒製造の事業	19.5 / 1000	11.5 / 1000	8 / 1000
建設の事業	20.5 / 1000	12.5 / 1000	8 / 1000



平成 17 年 4 月 1 日から

事業の種類	保険率	事業主負担率	被保険者負担率
一般の事業	19.5 / 1000	11.5 / 1000	8 / 1000
農林水産の事業 清酒製造の事業	21.5 / 1000	12.5 / 1000	9 / 1000
建設の事業	22.5 / 1000	13.5 / 1000	9 / 1000

◆ 一般保険料額表の廃止

一般保険料額表が廃止され、被保険者の方が負担すべき雇用保険料額は、被保険者の方の賃金総額に被保険者負担率を乗じた額となります。計算した額に 1 円未満の端数が生じた場合は、50 銭以下の場合は切り捨て、50 銭 1 里以上の場合は切り上げてください。

平成 17 年 3 月 31 日までの間は、引き続き一般保険料額表により計算していただくこともできますが、それ以降は利用できませんのでご注意ください。

(文章担当: 諸角)

～経営者の皆様へ～

毎週金曜日、無料相談を実施しております！！

「会社を創ろう！」・「脱サラして独立しよう！」とお考えの方をご紹介下さい。当事務所では、そのような方々の為に、“司法書士との提携”や“創業支援パック”といった低価格サービスをご用意してお待ちしております。受付に限りがありますので事前に電話でご予約下さいますよう、よろしく申し上げます。(06-6944-4117 まで)